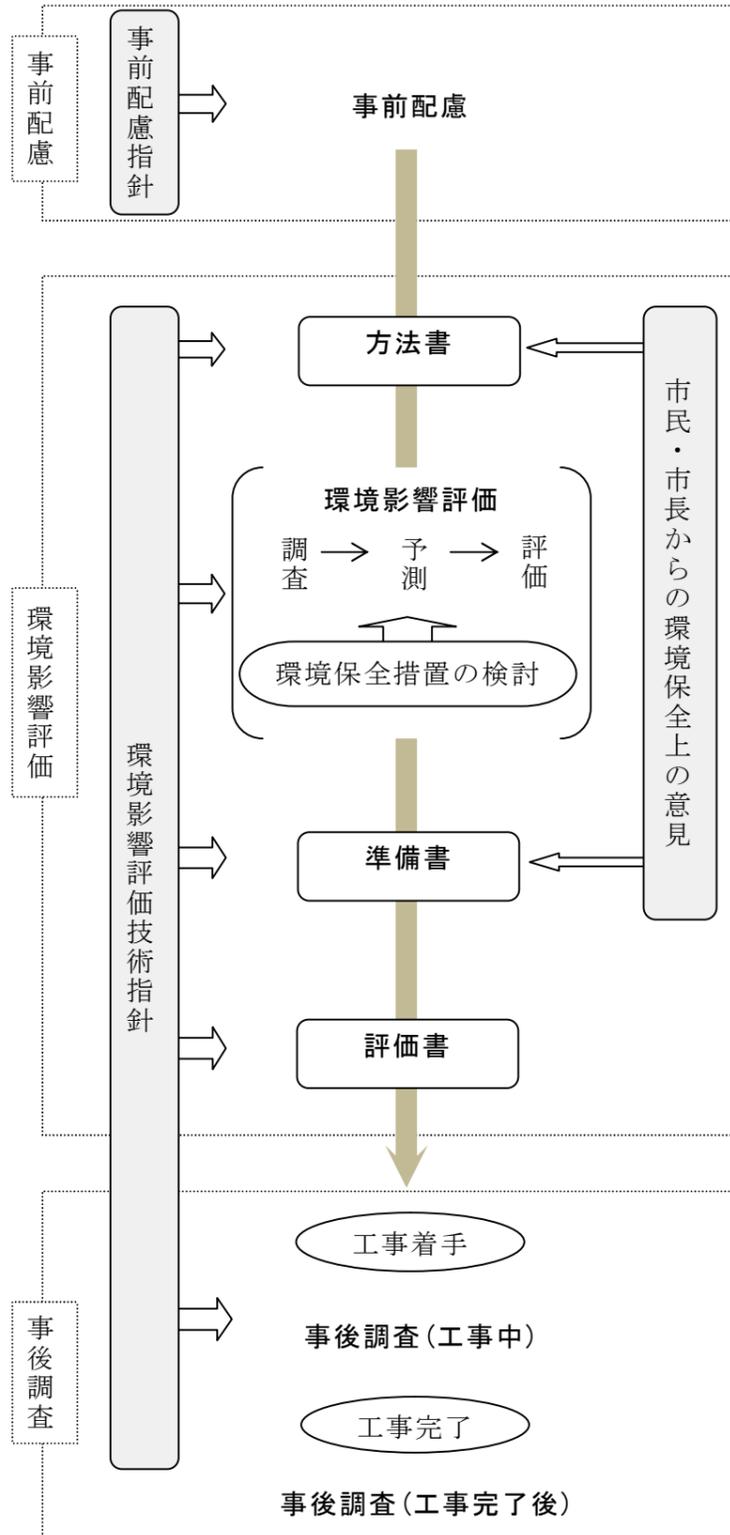


現状の手続きの流れ



環境影響評価部会における検討課題

背景(現状の課題)

より早い段階での環境配慮制度
 ・戦略的環境アセスメント制度の導入検討
 ・事前配慮指針の見直し

- 事業者が行う事前配慮の内容は方法書の縦覧まで公表されず、市民の意見を聴く手続きにはなっていない。
- 市長が策定した現行の事前配慮指針に最新の知見や第3次名古屋市環境基本計画（策定中）の内容が反映されていない。

わかりやすい図書
 ・環境影響評価技術指針の見直し
 ・要約書のあり方の検討
 ・事業者説明会の開催について

- 図書の内容が市民に分かりにくい。また、現行の技術指針に最新の知見や第3次本市環境基本計画（策定中）の内容が反映されていない。
- 準備書とともに提出される要約書は、市民にとっては分かりにくく、専門的には内容が足りないものとなっており、活用されていない。
- 現在準備書の内容については、事業者が説明会を行っているが、日時・場所は事業者が決定するため、必ずしも市民が参加しやすい説明会になっているとは限らない。

市民参加・市長の関与
 ・図書の有効な周知方法の導入検討
 ・事業者の周知義務

- 方法書・準備書の縦覧案内及び意見の提出方法については、広報なごや、市公式ウェブサイト、市政記者クラブへの情報提供等を通じて行っているが、縦覧者数が少なく、意見の提出件数も少ない。
- 事業者の周知義務は関係地域内となっているため、関係地域内外において対応が異なっている。

市民意見の提出方法

- 市民からの環境の保全の見地からの意見の提出件数が少ない。

環境影響評価審査会の役割
 ・愛知県条例、市外の法対象案件への関与
 ・事後調査結果への審査会の関与

- 愛知県条例の対象事業や市外の法対象事業案件などでは、関係市の長として市長意見を求められる場合があるが、意見の形成にあたって、審査会の意見を聴く規定がない。
- 事後調査結果報告書の内容に関して、必要に応じて審査会の意見を聴くことになっているが、判断基準が曖昧である。

工事の長期化・長期中断案件への対応
 ・工事中断の届出の必要性
 ・一部供用時の環境影響の把握の必要性

- 工事中断の届出手続きがなく、工事の進捗状況を把握できていない。
- 工事中に施設の一部供用を開始したが、その後、工事の長期化・中断により工事中の状況が続いているために、正式な工事完了後の事後調査が行われていない事業がある。

事業内容の変更手続き
 ・変更内容が環境に与える影響を公表する仕組みの必要性

- 変更届は再手続きの必要性を判断するために提出されるものであり、環境影響の変化の程度を公表する仕組みがない。
- 変更内容が届出の諸元に当てはまらない場合であっても、変更によって環境への影響が大きくなる可能性がある。

対象事業の種類・規模

- 規模要件に満たない事業であっても、周辺の環境を著しく悪化させる可能性がある。
- 対象事業の捉え方（関連する事業）が曖昧である。